

家電4品目を廃棄する場合には、リサイクル費用がかかります

環境課 内線551～553

平成13年4月1日から家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）が施行され、家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン）は、廃棄する場合にリサイクルすることが義務付けられました。

そのため、これらの4品目をゴミステーションに投棄すると不法投棄となり、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金が課せられる場合があります。

町・美化センターではこれらの4品目の収集・処理は行なっていませんので、次に示す方法で適正に処分してください。（いずれもリサイクル料金がかかります。）

○買い替えの場合は、新しく購入した販売店で引き取ってもらいます。

○購入した販売店が分かる場合には、販売店で引き取ってもらいます。

○特定家電リサイクル券取扱・収集運搬業者にお問い合わせいただき、リサイクル料金・運搬料金を確認し、処理する。

○郵便局でリサイクル券を購入後、役場でリサイクル工場までの運搬の申込をする。（運搬料金がかかります）

※家電4品目の処分方法など、分からない場合には環境課までお問い合わせください。

ペットは責任をもって飼いましょう

環境課 内線551～553

ペットの存在は、飼主や飼主の家族などの周りの人々の心を和ませ、また、癒してくれる存在です。

しかし、ペットの排泄物や鳴き声などによって、迷惑を被っている人もいるのが現状です。

マナーを守って、住みよいまちづくりを心がけましょう。

○犬の散歩の際には袋などを携帯し、フンは必ず持ち帰ってご自宅で処理してください。

○犬の放し飼いは禁止されています。散歩の際には必ずリードなどをつけ、ご自宅でも勝手に出て行かないような対策をしてください。

○猫を飼っている方は、自宅にフンの排泄場所を設

けて、自宅以外の場所でフンなどをしないように学習させてください。

○野良猫などに一時の感情でむやみに餌を与えることは、猫が集まる原因になります。猫が集まれば子猫が生まれたり、排泄物やいたずらでご近所との様々なトラブルの原因となりますので、餌を与える気持ちがあれば、自身の飼った猫として周囲の方々に迷惑をかけないようにしましょう。

※これはほんの一例です。みなさん、責任をもってペットを飼いましょう。



水琴窟、灯籠などの寄贈について

観光課 内線711～714
都市計画課 内線531～534

7月28日、東京都在住の阿部様から観光振興のため、水琴窟、灯籠などの寄贈がありました。

水琴窟は駅前ポケットパークに設置し、また、灯籠は各種イベントなどに活用させていただきます。ありがとうございます。

